

甲賀市小口簡易資金融資制度のご案内

融資対象

常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人）以下の法人および個人。

資 格 （以下の要件を全て備えていること）

- ・ 個人の場合は住所を甲賀市に置いている方。法人の場合は登記簿上主たる事業所(本店・本社所在地)が甲賀市にある法人。
- ・ 滋賀県内で1年以上継続して同一事業を行っていること。
- ・ 納入期日の到来している公租公課を完納していること。
(分納は未納とみなす。)
- ・ 過去2年以内に金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ・ 代位弁済を受け完済後1年以上経過していること。
- ・ 小口簡易資金及びその他の借入金に延滞がないこと。
- ・ 小口簡易資金で既存借入がある場合、申込日時点で、直近1年以上12回元利返済を遅滞なくしていること。
- ・ 信用保証協会の既存保証残高と合算して1,250万円を超えないこと。

貸付内容

- ・ 1企業者1,250万円を融資限度額とする。
- ・ 1企業者の複数本（3口まで）、複数回（年3回以内）の借入れが可能。

貸付条件

- ・ 貸付利率 1.8%
- ・ 保証人 滋賀県信用保証協会の保証が必須
- ・ 償還期間 設備資金 7年以内
運転資金 5年以内
6ヶ月以内の据置期間を設けることができる。
(運転・設備を同時に借入れる場合、
貸付額の構成比で償還期間を按分する)

貸付決定

- ・ 貸付の適否等については、貸付審査会で審議のうえ決定されます。

小口簡易資金融資申込に必要な書類一覧

チェック欄

	法人の場合		個人の場合
<input type="checkbox"/>	小口簡易資金融資申込書	<input type="checkbox"/>	小口簡易資金融資申込書
<input type="checkbox"/>	信用保証委託申込書 保証協会の様式	<input type="checkbox"/>	信用保証委託申込書 保証協会の様式
<input type="checkbox"/>	申込人(企業)概要 保証協会の様式	<input type="checkbox"/>	申込人(企業)概要 保証協会の様式
<input type="checkbox"/>	個人情報の提供に関する同意書 (代表者)	<input type="checkbox"/>	個人情報の提供に関する同意書
<input type="checkbox"/>	商業登記簿謄本	<input type="checkbox"/>	住民票記載事項証明書
<input type="checkbox"/>	定款 前回提出以後、変更箇所がない場合は省略	—	—
<input type="checkbox"/>	許認可等 許認可業種のみ	<input type="checkbox"/>	許認可等 許認可業種のみ
<input type="checkbox"/>	納税証明書(市町税) 全ての税目の納税状況が確認できること	<input type="checkbox"/>	納税証明書(市町税) 全ての税目の納税状況が確認できること
<input type="checkbox"/>	固定資産課税台帳記載事項証明書	<input type="checkbox"/>	固定資産課税台帳記載事項証明書
<input type="checkbox"/>	決算書(直近2期分)	<input type="checkbox"/>	税務申告書控(直近2期分) 税務署の受理印のあるもの

	設備資金		運転資金
<input type="checkbox"/>	見積書または契約書 相手方の押印があるもの	—	—
<input type="checkbox"/>	カタログ、平面図	—	—

※ 小口簡易資金融資申込書及び個人情報の提供に関する同意書以外は**全て複写**。
但し全て**最新のもの**。

上記一覧以外で保証協会に提出する書類

<input type="checkbox"/>	印鑑証明書
--------------------------	-------

協会保証を初めてご利用になられる方

<input type="checkbox"/>	決算書か申告書3期分
<input type="checkbox"/>	本社および営業所の住宅地図
<input type="checkbox"/>	会社および代表取締役が所有する不動産の不動産謄本

取扱金融機関

滋賀銀行・関西アーバン銀行・滋賀県信用組合・湖東信用金庫

申込書提出先

甲賀市役所商工観光課 (TEL 0748 - 65 - 0708)
 水口町商工会 (TEL 0748 - 62 - 1676)
 土山町商工会 (TEL 0748 - 66 - 0354)
 甲南町商工会 (TEL 0748 - 86 - 2016)
 甲賀町商工会 (TEL 0748 - 88 - 2370)
 信楽町商工会 (TEL 0748 - 82 - 0873)